

2026年7月

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れにより
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れにより被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
滋賀県	甲賀市（こうかし）	2026年7月7日（火）

以上